

## 2014（平成26）年度法学未修者入学試験（8月試験）問題出題趣旨

### 【小論文】

#### 1 問題の内容

兵庫県小野市が採択した「福祉給付制度適正化条例」を素材にして、まず設問1では与えられた資料のみの中から同条例が必要とされる根拠をいくつかの項目にまとめて提示することを求め、設問2では解答者の自由な知見等も加味しつつ同条例についての見解を提示することを求める問題である。

#### 2 資料の出典

毎日新聞（朝刊）2013年5月17日記事

日本弁護士連合会会長声明（2013年（平成25年）4月26日付）

小野市福祉給付制度適正化条例

#### 3 出題の趣旨等

(1) 設問1では主に資料の読解力・分析力・整序能力を試し、設問2では（同設問1での解答を踏まえつつ）さらに読み手に対して解答者の自由な見解を説得力を持って展開できるかを試した。

(2) 採点後の感想その他

設問1については、複数の項目をただ機械的に並べただけで、項目相互の関係について顧慮していない解答や、設問に反して資料中には記載がない自分の考えなどを多く記載している解答などが目立った。

前者については、たしかに設問自体には明記はされていないものの、ただ「列挙せよ」という問いかけではないことに気づいて、それぞれの項目相互を検討して、どれがより高次の目的でどれがその手段であるかという関係、それぞれを比較した時の重要度の違いなどに言及してほしかった。出題者としては、「生活保護制度への信頼回復」こそが最高次の目的でありその実現のために「不正受給の防止・受給の適正化」という手段が次目的として続き、他の項目はこれら高次目的を実現するためもしくはそれらに寄与するための手段である、という認識であったが、採点上は必ずしもこのような序列のみにはとらわれずに、上記のような発想と表現ができていないか等に留意しつつ採点した。

後者については、そもそも「訊かれていることにきちんと応える」ということ自体が、（無用の時間と紙幅を節約するのみならず）法曹に必ず求められる重要な資質であって、本入学試験を行う目的そのものだ、ということをよく自覚してほしい。

設問2については、もとより賛成反対の結論によって点差を付けたりはしておらず、資料中の見解に加えてさらにどのような自分独自の知見等をどのように解答中に活かして、採点者を「なるほど」と思わせるような説得力ある文章が書けるか、に留意して採点した。簡潔にして要を得た論述には高い評価を与えたが、他方、表現力・文章力が全体として稚拙と感じられた答案（「日頃から本を読んでいない」のではないかと思わせた）、資料からの引用のみで論説を済ませてしまっている答案（独自の

知見等がうまく盛り込まれている答案に比するといかにも浅く感じられる) や、まるで同条例について「憲法(科目)の違憲審査判断の問題」であるかの議論に終始してしまっている「予備校典型論点展開型」答案(言うまでもないが小論文試験は単に憲法科目の問題ではない)なども目についた。

最後に、法曹が書く文章に常に要求される大切なことは、簡潔な解りやすい表現で、緻密な論理を推し進めて、その結果読み手を書き手の味方(支持者・賛成者)にしてしまうことである。合格者も含めて、この点を今のうちからよく再認識していただきたい。

以上